

秋田市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市社会福祉審議会条例（平成12年秋田市条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、秋田市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副委員長の指名等)

第2条 審議会に委員長の指名による副委員長1人を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

3 委員長および副委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門分科会)

第3条 審議会に児童専門分科会、障害者専門分科会、高齢者専門分科会、民生委員審査専門分科会、地域福祉専門分科会を置く。専門分科会においては、次の各号に定める事項を調査審議する。

(1) 児童専門分科会

児童および母子の保健福祉に関する事項

(2) 障害者専門分科会

障害者（児）の保健福祉に関する事項

(3) 高齢者専門分科会

高齢者の保健福祉に関する事項

(4) 民生委員審査専門分科会

民生委員の適否の審査に関する事項

(5) 地域福祉専門分科会

地域福祉の推進に関する事項

2 前項に掲げる専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、民生委員審査専門分科会を除く専門分科会にあっては、重要または異例な事項についてはこの限りでない。

3 第2条の規定は、専門分科会においてこれを準用する。

(審査部会)

第 4 条 身体障害者の障害程度等の審査に関する調査審議のため、障害者専門分科会に審査部会を設置する。

2 審査部会に属すべき委員および臨時委員は、障害者専門分科会に属する医師たる委員および臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 審議会は、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第2条第1項に基づき諮問されたとき、ならびに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第2項および令第1条の2第3項ならびに更生医療を担当する医療機関の指定等についての意見を求められたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

4 審査部会に委員の互選による審査部会長1人を置く。また、副部会長の指名等については、第2条の規定を準用する。

(部会)

第 5 条 審議会には、審査部会のほかに、高齢者専門分科会に老人保健医療部会、児童専門分科会に母子保健部会を設置する。両部会においては、次の各号に定める事項を調査審議する。

(1) 老人保健医療部会

老人保健法に定める保健事業および在宅保健福祉に関する事項

(2) 母子保健部会

母子の保健に関する事項

2 前項の部会のほかに審議会が必要と認めるときは、専門分科会に部会を設置することができる

3 部会に委員の互選による部会長1人を置く。また、副部会長の指名等については、第2条の規定を準用する。

(会議)

第 6 条 専門分科会、部会の会議については、条例第5条の規定を準用する。

(任期)

第 7 条 臨時委員の任期については、委員長が定める。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。なお、専門分科会および部会の庶務は、委員長が定める。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 12 年 5 月 9 日から施行する。

(秋田市社会福祉審議会運営要綱の廃止)

2 秋田市社会福祉審議会運営要綱（平成 9 年 5 月 9 日審議会決議）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 22 日から施行する。